

## 資料3-2 空家等対策計画及び指針の改訂について

- 保安上危険な建築物の判定表は、現在、「空家等対策計画（以下「計画」という。）」及び各区にて策定している「危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針（以下「指針」という。）」に位置付けられているため、**判定表の見直しにあたっては両方の改訂が必要**となる。
- 現行の計画 第8には、特定空家等に対する措置やその他の対処として、空家所有者等への指導等に関して、調査の手順や方法、判定表など、行政指導指針にあたる内容が記載されている。
- また、現在は24区で指針を定めているが、今般、本市における取り扱いの統一化を図るため、全市を対象とした新たな指針「**特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する指針**（以下「新指針」という。）」を制定することとした。
- 以上のことを踏まえ、計画第8には「特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処」にかかる取り組むべき事項を記載し、空家所有者等への指導方法や判定表については、新指針に位置付ける。
- その他、法改正等に伴う必要な改正を行う。

## 空家等対策計画（第2期）の改訂及び指針の制定の手続きと今後の予定

- 令和3年12月 1日 大阪市空家等対策協議会専門部会での意見聴取
- **令和3年12月17日** **大阪市空家等対策協議会での意見聴取**
- 令和4年1月中旬  
～ 2月中旬 新指針の意見公募の実施
- 令和4年2月下旬 意見公募の結果公表
- 令和4年3月中旬 2期計画改訂、新指針制定の決裁
- 令和4年3月下旬 区担当者説明会
- **令和4年4月1日～** **新判定表及び、改訂計画、新指針に基づく指導開始**  
※新指針の制定をもって現行の指針を廃止